

奈良県告示第三百四十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

令和三年一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
宇陀市立病院	宇陀市榛原萩原八一五	令和五年十二月三十一日